

食品衛生法改正に伴う農薬登録基準の改正について

1. 趣旨

生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律（令和5年法律第36号。以下「法」という。）が、令和6年4月1日から施行される。法の施行に伴い、食品衛生法（昭和22年法律第223号）による食品衛生基準に関する権限が厚生労働大臣から内閣総理大臣に移管される。

このため、法の施行に合わせて、昭和46年3月2日農林省告示第346号（農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準。以下「本告示」という。）について、現行基準の技術的な改正を行う。

2. 変更の概要

本告示中の「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改正する（別紙参照）。

3. 今後の予定

本告示を改正し、法の施行の日（令和6年4月1日）から施行する。

改 正 後	改 正 前
<p>一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第六号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>イ 法第三条第二項第三号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）に当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして内閣総理大臣が定める物質を除く。以下同じ。）という。）が残留する農薬（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。以下同じ。）であつて、当該農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。ロ並びに次号ロ及びハにおいて同じ。）に適合しないものとなること。</p> <p>ロ 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に成分物質等が残留する農薬であつて、当該農作物等を供して生産される畜産物（家畜の肉、乳その他の食用に供される生産物をいう。以下同</p>	<p>一 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、農薬取締法（以下「法」という。）第四条第一項第六号（同法第三十四条第六項において準用する場合を含む。）に掲げる場合に該当するものとする。</p> <p>イ 法第三条第二項第三号（法第三十四条第六項において準用する場合を含む。以下同じ。）の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物（樹木及び農林産物を含む。以下「農作物等」という。）に当該農薬の成分である物質（その物質が化学的に変化して生成した物質を含む。以下「成分物質等」（食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十三条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質を除く。以下同じ。）という。）が残留する農薬（その残留量がきわめて微量であること、その毒性がきわめて弱いこと等の理由により有害でないと認められるものを除く。以下同じ。）であつて、当該農作物等又はその加工品の飲食用品が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格（当該農薬の成分に係る同項の規定に基づく規格が定められていない場合には、当該種類の農薬の毒性及び残留性に関する試験成績に基づき環境大臣が定める基準。ロ並びに次号ロ及びハにおいて同じ。）に適合しないものとなること。</p> <p>ロ 法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い家畜の飼料の用に供される農作物等を対象として当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農作物等に成分物質等が残留する農薬であつて、当該農作物等を供して生産される畜産物（家畜の肉、乳その他の食用に供される生産物をいう。以下同</p>

じ。)に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該畜産物が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第四条第一項第七号(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(食品衛生法第十三条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ロ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該農作物又はその加工品の飲食品が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ハ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該

じ。)に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該畜産物が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

二 当該農薬が次の要件のいずれかを満たす場合は、法第四条第一項第七号(法第三十四条第六項において準用する場合を含む。)に掲げる場合に該当するものとする。

イ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬以外の農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地において通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(食品衛生法第十三条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ロ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満である農薬であつて、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される農作物に当該農地の土壌の当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの(当該農作物又はその加工品の飲食品が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。)であること。

ハ 当該農薬の成分物質等が土壌中において二分の一に減少する期間がほ場試験において百八十日未満であり、かつ、法第三条第二項第三号の事項についての申請書の記載に従い当該農薬を使用した場合に、その使用に係る農地においてその使用後一年以内に通常栽培される家畜の飼料の用に供される農作物に当該

農薬の成分物質等が残留する農薬であつて、当該農作物等を供して生産される畜産物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として内閣総理大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

三・四（略）
備考（略）

農薬の成分物質等が残留する農薬であつて、当該農作物等を供して生産される畜産物に当該農薬の成分物質等が残留することとなるもの（当該畜産物が食品衛生法第十三条第一項の規定に基づく規格に適合するもの及び同条第三項の規定に基づき人の健康を損なうおそれのない量として厚生労働大臣が定める量を超えないものを除く。）であること。

三・四（略）
備考（略）

(参考)

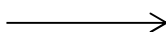
農薬登録基準について

農薬は、農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条に基づき、農林水産大臣の登録を受けなければ製造等ができない。

登録に当たっては、農林水産省において申請に係る農薬の安全性その他の品質に関する審査を行っている。その結果、農薬取締法第4条第1項各号のいずれかに該当すると認められるときは、登録を拒否することとなっている。

このうち、以下の同項第6号から第9号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準は、環境大臣が定めている。

- 六 作物残留
- 七 土壌残留
- 八 生活環境動植物への被害
- 九 水質汚濁



環境省告示により
基準を設定
(農薬登録基準)

○環境大臣が定める農薬登録基準

昭和46年3月2日農林省告示第346号(農薬取締法第4条第1項第6号から第9号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準)

作物残留 (第6号)	農作物等への農薬の残留が原因となって人畜に被害が生じることのないように定める基準
土壌残留 (第7号)	土壌への農薬の残留により後作物として栽培する農作物等が汚染され、それが原因となって人畜に被害を生じることのないように定める基準
生活環境動植物の被害防止 (第8号)	公共用水域に流出・飛散した農薬により水域の生活環境動植物に著しい被害が生じることのないように定める基準
	農薬のばく露により陸域の生活環境動植物(鳥類、野生ハナバチ類)に著しい被害が生じることのないように定める基準
水質汚濁 (第9号)	公共用水域に流出・飛散した農薬による水質汚濁が生じ、その水の利用が原因となって人畜に被害が生じることのないように定める基準